森林・林業担い手育成総合対策事業について

◯ 事業の内容等

1 事業の目的
新規就業者を確保しつつ、高い生産性を実現できる林業従事者を段階的・体系的に育成する。

2 事業内容
(1)指導・相談体制の整備
(2)人材育成研修の実施
(3)労働力調査の実施

3 事業スキーム

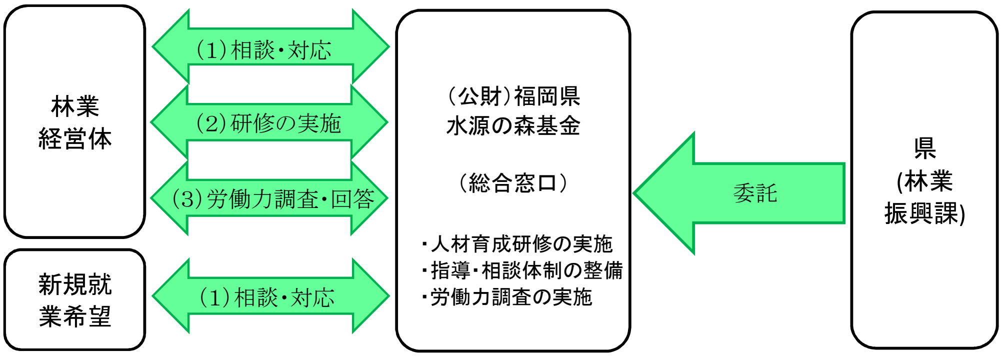

◯ 人材育成研修について

1 研修の目的
就業希望者の希望に対応した職場見学会や体験研修を実施し、新規就業者を確保する。
高い生産性を実現できる林業従事者を段階的・体系的に育成するとともに、次世代の指導者を育成する。

2 研修の内容
①現場見学会
②現場体験研修
③伐木造材習得研修(チエーンソーコース)
④作業道作設研修　※③と④はセットで実施
⑤伐木造材習得研修(高性能林業機械コース)
⑥簡易架線集材研修　※⑤と⑥はセットで実施
⑦林業架線作業主任者講習
⑧作業システム検討会
⑨指導者育成研修Ⅰ
⑩指導者育成研修Ⅱ
⑪指導者研修
⑫林業基礎訓練研修
⑬伐倒技能選手権
※⑬の事務局は福岡県森林組合連合会

3 参加資格
・別紙参照

4 受講料等
・受講料は不要。(ただし、研修中の食事代、宿泊経費は自己負担。)

5 研修参加に対する助成
・別紙参照

6 研修参加の流れ

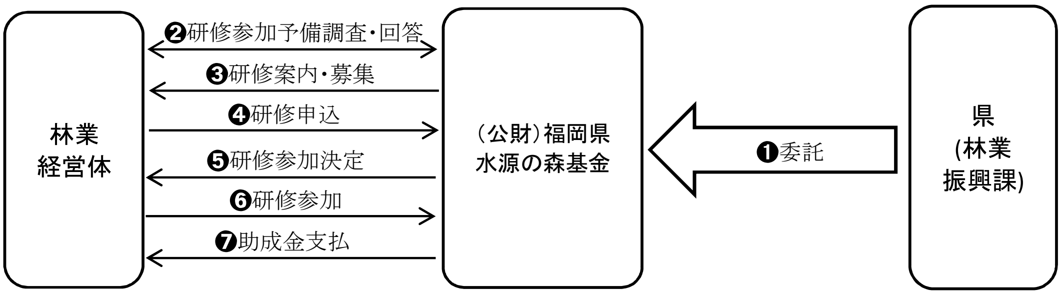

林業労働力確保総合対策事業

① 個人事業主の林業経営者への移行を支援

森林作業に必要な技能を有し、森林組合等から作業を請負う個人事業主が林業経営者として組織化することを支援。

【支援対象】
経営診断、社会保険料、福利厚生費、高性能林業機械の導入経費など
【支援期間】
４年間（１年目：組織化、新規雇用、２～４年目：事業拡大、労働者育成）
<u>※１年目に認定事業主になることが必要。</u>
【補助金額】
定額（1／2相当）※上限150万円
２～４年目は、FW研修生に年間を通して技術・技能を体験・習得させる費用として、最大1ヶ月9万円の4ヶ月分を助成

【事業スキーム】

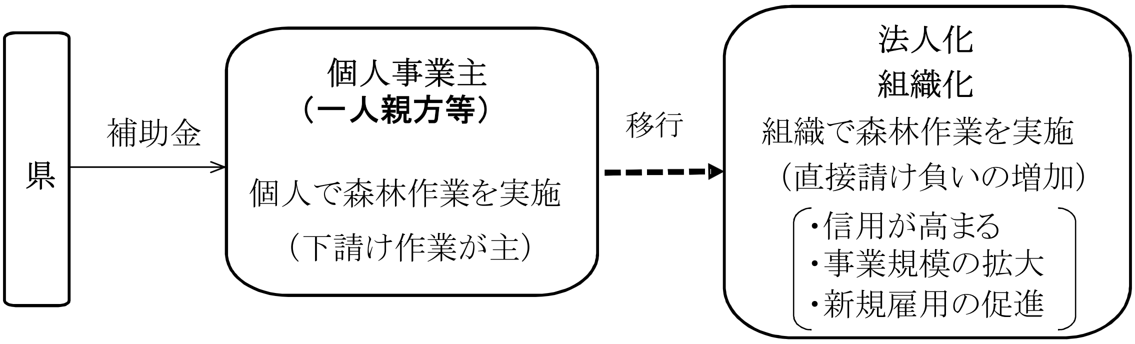

◇ 支援内容

	経営プランの作成	雇用管理の改善	事業の合理化	技術習得推進費の助成
支援内容	経営プランの作成・改善 改善計画の作成 ※1年目は必須	労働条件の改善 社会保険料 福利厚生の充実 採用・募集の改善 教育・訓練の充実　など	高性能林業機械の賃貸 労働者のキャリア形成	「緑の雇用」FW研修生の技術習得推進費
補助率	定額（補助対象事業費の1/2相当）　上限150万円			定額（補助対象事業費の10/10以内）
予算額	1社当たり　1,500,000円			1社当たり　360,000円 1社当たり1名 1ヶ月当たり9万円 ×最大4ヶ月分まで

◇支援の流れ

1年目
・組織化
（※認定事業主になる）
・新規雇用

➡

2年～4年目
・事業拡大
・新規雇用（※改善計画の目標達成のために、追加の雇用が必要）
・労働者育成

林業労働力確保総合対策事業

② 異業種からの新規参入を支援

建設業等の異業種からの参入を促進するため、必要な林業機械のリースや資格取得などを支援。

【支援対象】
①技能講習（チェーンソーや伐木等機械運転の特別教育など）
②高性能林業機械リース
③生産現場での指導に係る経費
【支援期間】
１年間
【補助金額】
定額（補助率：①、③定額　②１／２以内）

【事業スキーム】

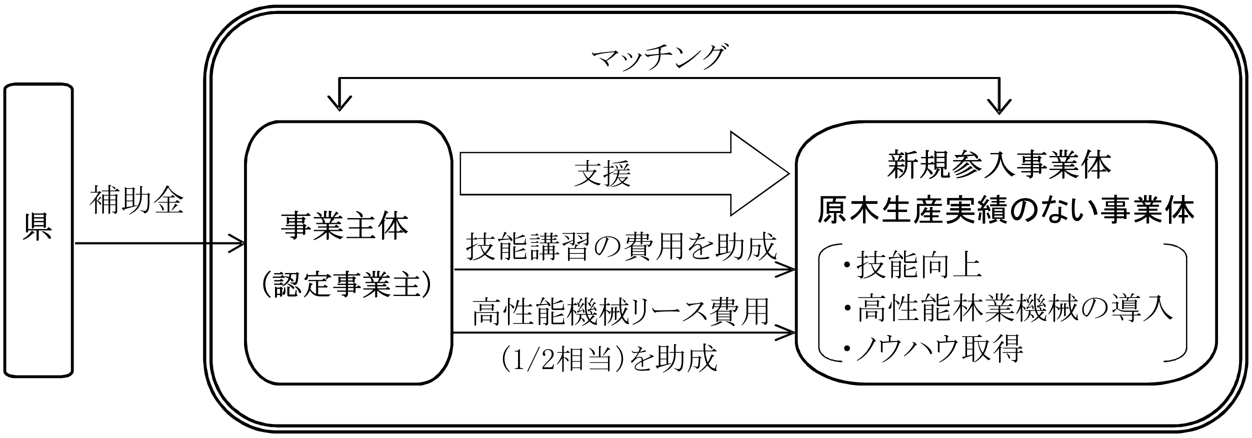

◇ 支援内容

	①技能者育成	②高性能林業機械の導入	③生産現場の指導
支援内容	新規参入事業体の従業員が参加する基礎的研修の受講（計14日間） （1)伐木(ﾁｪｰﾝｿｰ) （2)造材機械(ﾌﾟﾛｾｯｻ)　※1 （3)搬出機械(ﾌｫﾜｰﾀﾞ) （4)整地(ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ) （5)路網設置(地山の掘削)	新規参入事業体が行う賃貸による導入	認定事業主が行う新規参入事業体の木材生産現場の指導　※2
補助率	受講料：定額 日当・旅費：定額(1日7,000円)	賃貸料：1/2	講師料：定額 （1日最大16,500円）
予算額	1社当たり　605,200円 ※各講習とも、1社当たり2名が上限 受講料　204,600円 日当・旅費　98,000円 一人当り費用　302,600円	1社当たり　654,000円 ﾌﾟﾛｾｯｻ、ﾌｫﾜｰﾀﾞ(654,000円) 2ヶ月×補助率1/2	1社当たり　231,000円 最大日単価(16,500円) ×最大14日間まで

※1　造材機械（プロセッサ）及び搬出機械（フォワーダ）については、定期的な講習が行われていないため、この事業のために日程を組んでもらい実施する。それ以外の講習は、各自講習機関に受講しに行ってもらう。

※2　新規事業体の現場（認定事業主から任された現場）で、新規事業体が行う作業に対し、認定事業主が指導を行う。（OJT研修）

林業労働力確保総合対策事業

③雇用管理の改善

○ 補助金の内容等

1　補助金の目的

林業経営体の経営規模拡大や、労働条件の改善等雇用管理の改善を図ることにより、林業従事者の定着を促進する。

2　支援内容

(1)林業資格取得促進支援(技能講習受講費の助成)
(2)定着促進対策支援(資格や技能に応じた手当、危険・酷暑手当、住居・通勤手当、職場環境改善費用、雇用促進対策費用、雨降り対策費用、などに対する助成)
(3)経営コンサル等活用支援
(4)高性能林業機械導入支援(㋐高性能林業機械買換え、㋑高性能林業機械レンタル)
※高性能林業機械の買換えにはリースを含む

3　補助率

・1/2以内((4)㋐は1/5以内。)
・補助金額は、(4)は除く(1)～(3)の合計が1事業体あたり<u>最大150万円</u>。
・補助については、(1)～(3)を優先し、要望が多い場合は予算の範囲内で調整。

4　補助金受給の要件

(林業事業体の資格)
・県内に事業所を置く林業経営体であること。
・認定事業主または認定事業主を目指す林業経営体であること。((4)㋐については、認定事業主であること。(4)㋑については、認定事業主を目指す林業経営体であること。)
・経営発展塾の集合研修に参加すること及び、労働力実態調査に回答すること。

○ 補助の流れ

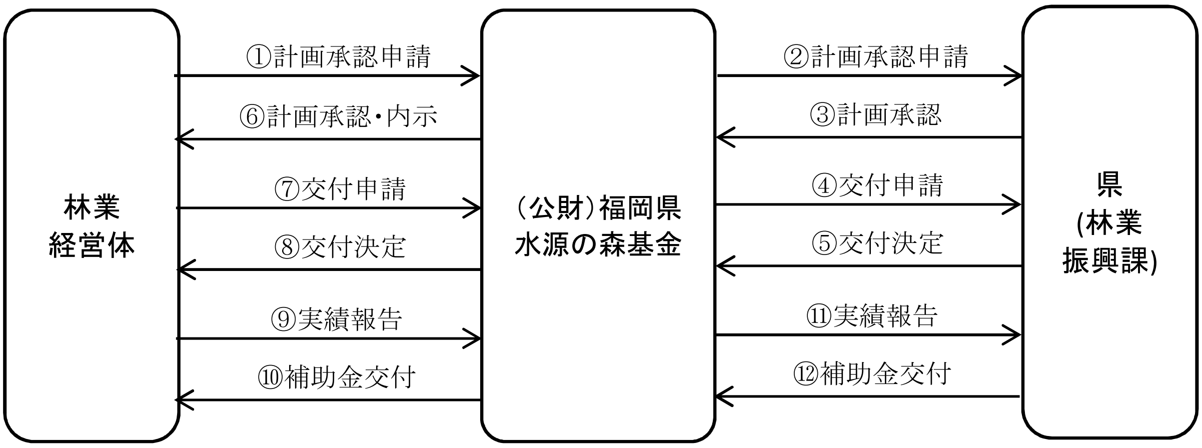

林業経営発展塾について

○ 事業の内容等

1　事業の目的

県内の林業を持続的に発展させるため、林業経営体を対象に、林業経営者及び経営者をサポートする人材の育成研修を開催し、集合研修及び実践研修を通じて、経営者と現場技術者が一体的に課題の改善に取り組む業務体制を構築することで、働きやすく魅力ある職場づくりを進め、もって人材の確保・定着に資することを目的とする。

2　事業内容

(1)集合研修(林業経営者の育成研修、経営者をサポートする人材の育成研修)
①研修内容
実践研修の取組内容や効果を県内林業経営体へ普及(講師による講義)。
②研修日程
１日間

(2)実践研修(林業経営者の育成研修、経営者をサポートする人材の育成研修)
①研修内容
モデル経営体を対象に課題の抽出を行い、抽出された課題に即した改善を実践する。
②研修日程
森林組合:31日間程度　　民間事業体:14日間程度

3　事業スキーム

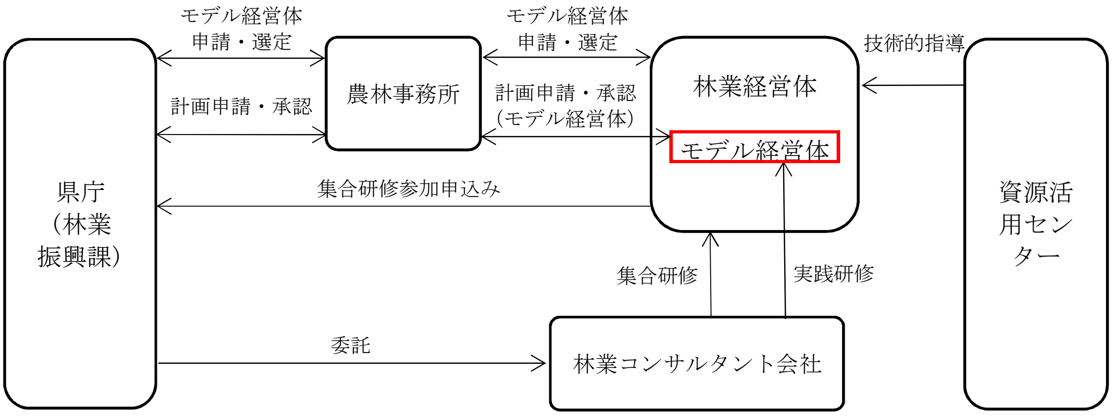

4　スケジュール

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
←モデル選定→	←				実践研修				→	○ 集合研修	

※実践研修の実施日は、５月～２月の期間で講師と調整

○ モデル経営体の選定について

1　応募要件

・県内に事業所を置く林業経営体であり、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業体であること
・県が実施する生産性等に関する調査に協力する経営体であること
・研修に必要となる事業地・機械等を確保できる経営体であること

2　募集経営体数

森林組合:　　1組合
民間事業体:　1社